

第七回国会 文部委員会 議 録 第十二号

(四六四)

昭和二十五年三月二十四日(金曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長代理理事 岡延右門君

理事高木 章君 理事岡谷 光衛君

理事若林 義孝君 理事松本 七郎君

理事今野 武雄君 理事小林 信一君

理事浅香 忠雄君 理事木村 公平君

理事佐藤 重彦君 理事森戸 辰男君

出席政府委員

文部事務官 西崎 惠君

局長(社会教育) 辻田 力君

文部事務官(調査普及) 辻田 力君

局長(調査普及) 辻田 力君

委員外の出席者 専門員 横田重左衛門君

三月二十三日

委員千賀康治君辞任につき、その補

欠として柳澤義男君が議長の名指で

委員に選任された。

同月二十四日

委員柳澤義男君辞任につき、その補

欠として千賀康治君が議長の名指で

委員に選任された。

三月二十三日

教育職員免許法及び同施行法の一部

改正に関する請願(若林義孝君外二

名紹介)(第一七〇四号)

教育職員免許法施行法の一部改正に

関する請願(小林信一君紹介)(第一

七〇五号)

遠和川小学校雨天体操場建設費国庫

補助の請願(庄司一郎君紹介)(第一

七〇八号)

第一類第七号

文部委員会議録第十二号

昭和二十五年三月二十四日

私立学校法第三十八條第四項削除の
請願(世耕弘一君紹介)(第一八一〇
号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十日

教育職員免許法改正に伴う認定講習

経費に関する陳情書(広島県高田郡

生糸小学校高杉義和)(第六二三号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

図書館法案(内閣提出第八七号)(予)

教育委員会法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九九号)

〇岡(延)委員長代理 たいまいより会

議を開きます。

図書館法案を議題とし、審査を行

います。これより質疑に入ります。な

お、本日は逐條にわたる御質疑も許し

ます。まず全般にわたる質疑を通告順

に許します。松本七郎君。

〇松本(七)委員 先般の文部大臣並び

に政府委員の御説明によりまして、こ

の法案の内容を検討したところによ

りまして、今回の図書館法の精神と

いうものが、社会教育という面から取

上げられておることが、明らかになつ

ておるのであります。しかし図書館の

任務というものが、こように狭い社会

教育というより、こよりも少し広

く考えていられるのかどうかもう少し広

範的な文化活動の観点から図書館を考

えなければならぬのではないかと。図

書資料という形において、広汎な民族

文化を保存し、これを伝達するといふ

ような仕事を、図書館はになわなけれ

ばならないのではないかと思ふのであ

ります。そういう意味で、根本の考え

方が少し狭過ぎる様に感ずるのです

が、政府の図書館法制定の根本精神

を、もう少しはつきり伺つておきたい

と思ひます。

〇西崎政府委員 大臣並びに私の総括

的な説明におきまして、社会教育とい

うことが非常に重視されております

が、しかしこの社会教育という意味

は、非常に広汎な意味に解していただ

きたいと思ふのであります。ただい

ま松本委員のおつしやいました、文化

向上のための図書館としての活動とい

うことは、全般に含んでおると解釋し

ておるのであります。従つて今おつし

やいました御意見には全然同意見で

ございまして、そういう意味も含まれて

おると御解釈願ひたいと思ひます。

〇松本(七)委員 それに関連するの

で、図書館を設置するにあつて、

公立図書館設置の場所を見まして

も、全体を通じて、地方自治体が図書

館を設置するに於いての義務づけがな

い、おそらく財政上の理由から、そう

いうところまで及ばなかつたのであ

るかと想像されるのですが、何といつて

も、義務づけられて、苦しいながらも

あらゆる設備を活用して図書館を設

置することによつて、初めて図書館とい

うものが充実して来るだろうと思ひ

ます。財政上の理由でも待つておつたの

では、いつまでも地方自治体に対し

て、どうして地方自治体に対して、

図書館設置が義務づけられる必要があ

るのではないかと思ひますが、この点

の考慮を伺ひたい。

〇西崎政府委員 たいまの御意見

は、われ／＼が主張したいところであ

りまして、実は義務設置にまで進んで

行きたいのであります。御承知のよ

うに図書館令が昭和六年にできまし

て、それ以来国といたしましては、補

助金というものをまだ出してお

りません。そういうことも影響いたし

ますか、あるいはまた日本の文化水準

が低くて、このじまの図書館という文

化活動に対して、一般の認識が薄い

のであります。いまだ全国におきま

して約千五百くらいしか図書館とい

うものが設置されてないのが現状で

あります。そこで、そういう事態であ

ればこそ、義務設置にいたしまして、奨励

すべきであるという意見も十分立つ

ます。またそうしたいと思ふのであり

ます。何分にも国家財政の現状及び

図書館の現状を見まして、そこまで進

むということにつきましては、相当の困難

がある。なおかつ図書館を設置する

というところは、たんに建物の問題だけ

でなく中に備へます資料につきま

して、今非常に不足しております。ま

たこれを集めますにつきましては、莫

大の経費を要するのでありますから、

われ／＼は、その理想はあつたとい

つて、とにかく現状に即し、しかも

一歩前進といふところをねらいまし

て、本案を提出したわけでありま

す。〇松本(七)委員 御趣旨はよくわかり

ました。今度は條文に入りますが、二

十條の補助その他の援助に関する規定

の中で「その他必要な援助を行うこ

とができる」といふように、非常に弱

く出ておるのですが、こゝいうところ

は、やはり「援助をする」といふよう

に、積極的に規定しないと、結局大蔵

当局が、実質的に無視してかかるとい

ふ事態が必ず来ると思ふ。今までの教

育あるいは文化の予算の面から考へて

も、実質的に援助規定というものが空

文化するおそれがあると思ふ。こゝに

ちよつと伺ひたいのであります。

〇西崎政府委員 二十條の補助の規定

につきましては、われ／＼関係者とい

つたしましては、御説のように必要な援

助を行うといふことで参りたいと思

つたのであります。のみならず、昨年こ

こで御審議願ひました社会教育法の中

でも、公民館に關しましては「その他

必要な援助を行う」となつておるので

あります。そういう意味から申しまし

て、図書館を公民館と差別すべき理由

はないのであります。これは必ず援

助を行うといふことにしたいと思つた

のであります。従ひまして、その原案

のもとに關係当局といふ／＼援助を続

けたのであります。昭和六年以来のい

きさつと、その他いろいろ關係にお

きまして、われ／＼としてははなはだ

不満でありますけれども、かように

「行ふことができる」といふような、き

わめて弱い表現にならざるを得なかつ

たのであります。

〇松本(七)委員 御趣旨はよくわかり

ました。今度は條文に入りますが、二

十條の補助その他の援助に関する規定

の中で「その他必要な援助を行うこ

とができる」といふように、非常に弱

く出ておるのですが、こゝいうところ

は、やはり「援助をする」といふよう

に、積極的に規定しないと、結局大蔵

当局が、実質的に無視してかかるとい

ふ事態が必ず来ると思ふ。今までの教

育あるいは文化の予算の面から考へて

も、実質的に援助規定というものが空

文化するおそれがあると思ふ。こゝに

ちよつと伺ひたいのであります。

〇西崎政府委員 二十條の補助の規定

につきましては、われ／＼関係者とい

たのであります。われ／＼はできるだけ努力をしたつもりでございますが、こういうふうになりましたことを非常に遺憾に存しております。

○松本(七)委員 次は各府県における中央図書館の制度というものが除外されております、その理由を伺いたいと思います。

○西崎政府委員 中央図書館の制度は、旧図書館令によりまして、その県における指導的な役割を果しておつたのであります。御承知のような分権的な教育の立場をとりました関係上、今度は非常な権限を中央図書館に認むべき必要がないのみならず、今度は都道府県の図書館が中心となつて、いろいろアドバイスもできるような制度になつておりますので、実際上の面におきましては、都道府県図書館がある程度中央図書館の役割を果すことが出来るという意味で、地方の各府県における中央集権的な制度の誤解を受けるような中央図書館制度をやめまして、幾つあるか知りませんが、都道府県の図書館が中心となつて、今度は指導的なことではなく、むしろアドバイスというふうな点に中心を置いて運営して行こうということになつたのであります。機能的には多少弱くはなるかもしれませんが、実際面におきましては、あまり変化なく運用されることと確信しております。

○松本(七)委員 この図書館協議会によつてアドバイスをして行こうという考え方ですが、今までも日本図書館協会ですか、そういうものがあつたのでありますけれども、これも予算の面その他で制約されてあまり事業が振舞なかつたと思ひます。従つて、こういう

ものをつくつてみても、はたしてどれだけの実績があるか、はなはだ疑問しいのであります。日本の実情からいへば、急にそういうふうな地方分権というふうな形をとらずに、やはり中央図書館のような制度でもつて組織を確立して、だれ／＼によつて行かなければ、実際の図書館制度の確立というものが、できないのではないかと思ひます。根本的に、そういう制度が害があるという点が認められるのならば、これはまた別ですけれども、むしろ日本の図書館制度の確立については、中央図書館制度の方が、適切ではないかと私は思ひます。その点どういふところがこれを廃止する積極的な理由なのか、ここがはつきりしないわけであり

ます。

○西崎政府委員 「図書館協議会を置くことができる」と規定いたしましたのは、当該図書館を中心としたとして、当該図書館の運営につきまして、いろいろ／＼な方面の意見を聞いて善処するという意味でありまして、この「置くことができる」ということを書きましても、実際の運用にあたりましては、おろ／＼大きな図書館以外には、この図書館協議会というふうなものは、置くこととはないだろうというふうな見通しをつけております。しかしながら、この図書館協議会を置くことによつて、きわめて民主的に、多方面の意見を聞いて当該図書館が運営される、こういうつもりでやるのでありますので、今の中央図書館との関係におきましては、別個の問題でありまして、これは第八條に書いてございますように、今度は教育委員会法ができました、教育委員会中心に、それ／＼教

育的なアドバイスをするることになつておりますので、そういう意味から考えましても、中央図書館制度というものが廃止されました、今度は教育委員会ができる、また個々の図書館につきましても、大きなものによつては、図書館協議会というものができる、こういうふうな建前で立案したのであります。

○松本(七)委員 それから十七條の入館料の問題ですが、「いかなる対価を徴収してはならない」という規定がありまして、附則の第一で「公布の日から起算して三月を経過した日から施行する」ということになつております。そこで地方においては、ここに神戸から陳情が来ておるのであります。二十五年度の予算を編成して、すつかり承認を得ている、そこへもつて来て、こういう法律が通つた場合には、当然入館料というものを予定して、歳入歳出はきまつてゐるのですから、非常に困るというのです。少くとも入館料の徴収を、最小限度一年間は猶予してもらわなければ、地方では非常に困難を来すというのをしきりに言つて来ておるのです。その点どの程度考慮されて、こういう結論になつたのですか。——いかがでしょう。

○西崎政府委員 非常にごもつともな御質問であります。第十七條をここで明記いたしましたのは、先般米国の教育使節団等が参りましたときのアドヴァイスにも、この図書館の公共性と公開性を非常に強調いたしまして、いかなる対価をも徴収すべきものではないというものが書いてあるものであります。実は私たちが立案に当りました際にも、十七條には但書をつけまして、

もしも事情やを得ないものがあるときには、監督官庁の認可を受けてとつてもいいとして、当分、救つたらどうかという意見もあつたのであります。が、非常にこの線は関係当局の強い線でありましたので、ここに原則を明らかにしたのであります。また附則につけるといふことにつきましても、いろいろ研究をしたのであります。現状の入館料は、ただいま神戸市の例をおあげになりましたが、六大都市を考へて、大体百八十万円ぐらゐになつておるのであります。これは大体六大都市の図書館の総計費の五分の一ぐらゐに当るのであります。それで百八十万円程度、あるいはもつと小さい都市にも多少そういう関係があるかもしれませんが、そういうことにつきましては、

二十五年度補助金の計上がなくとも、既定経費のやり繰りによりまして、十分ではなくとも、何とか彌縫作を講じて、よくこの趣旨を話して御了解願いたい、こういうつもりでこれを書いたのであります。しかしながら、今御指摘になりましたように、附則の但書において一年延ばしたらどうかという御意見につきましては、なるほどごもつともと考えますので、私たちとしては、これは異議はないのであります。が、われ／＼の気持といたしましては、大体そういうことによりまして、一年間は彌縫して行こう、こういう考え方で実は立案したわけでありまして、

○今野委員 ほんとうは大に御尋ねしたいのであります。図書館法と関係して、結構的にお尋ねしたい。実は政府は二月二十七日の閣議で見返り資金の中から、図書館施設費を融資することをきめたというのを聞いたのであります。その後調べてみますと、今後の大蔵委員会に出された米國対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案の中にある。つまり総司令部の民間情報教育局、CIEの図書館に要する施設費は、一月から三月まで四千八百万円、四月以降明年三月までに二億二百万円、合計二億五千万円を貸し付けるといふことが出ておりまして、二月から三月にわたつて、各地でそういうふうな動きがはつきりして来ており、福島あるいは岡山、こういうふうな所が一例が出ておるのであります。が、そういう所で図書館をつくる、ある一國から図書館の寄贈を受けて、CIEの図書館をつくる、行く、こういうことではあります。が、ちよつと考へてみると、やはり見返り資金といへども、結局は日本の国の費用になるわけでありまして、その国の費用を使つて、外国の図書館を日本に設ける。一方において今度の図書館法が通つても、なか／＼その設立に要する金は出て来ない、こういうことでは非常に納得しがたいように感ぜられるわけでありまして、その点について文部省としては、この問題にどれだけのいろいろな交渉を持たれたか、その経過などについてお知らせ願ひたいと思ひます。

○西崎政府委員 見返り資金が文化行政方面に使えるかもしれないという予想がございましたので、私の方では、たとえば国庫の保存修理、あるいは図書館の設立、公民館の設立ということにつきまして、いろいろ／＼財政当局と話をした事実はあるのではありません。これは御承知のように公共事業費の關係上、明らかな計画がありまして、これだけものををつくるからどうだというふう

な計画がないと、なか／＼交渉しにくいのであります。私の手元に参つておるところによりますと、図書館の設立につきましては、何ら計画のなことの報告も聞いておりませんし、今申しました国宝関係に使うことは、なか／＼うまく行かなかつたのであります。そういう関係でCIEの図書館に限定されたわけではありませんが、CIEの図書館では、今例をあげられした福島、岡山等は、具体的に計画を持つておるのであります。それがために見返り資金といふことも、まだ決定いたしません。つまりこれは具体的な計画があるから、お話ししやすいということになつたわけでありまして、ただいまの御質問の中にあつたように、いろいろの御意見もあるものであります。CIEの図書館は、新しい資料を、しかも非常に多量に持ちまして、一般市民の利用に供しておるのであります。相当の成績もあげ、効果もあげておると思つてあります。でありますから、国内の図書館を充実するということも、もちろん重要であります。CIEの図書館自体も、今後差達して、助長されて行かれます。これは非常によくわが国の文化向上のために役立つものであると考えております。なお、今後見返り資金等が文化施設に使えるといふことにつきましては、具体的な計画があるなら、それをもつてわれわれの方でも今後実現すべく努力したいと考えております。

○今野委員 ただいまのお答え、われわれとしては非常に承服しかねる点がたくさんあるわけですが、第一、国内図書館も大事だけれども、CIEも非常

に大事である、そつちが先になつてしかたがない。これは現在の大学その他で、図書が購入できないような貧弱な予算の状態を見、その他地方の図書館が非常に遅れているという実情を見たときに、あまりにもひどい言葉じやないか、こういうふうに思ふのです。同時に、計画があるからと言いますが、実際に一月二十七日の閣議で、それから以後いろいろのことからCIEから視察や何かに行つて、候補地をこれからきめる。盛岡にしようか、福島にしようか、こういうことで、あとから出てくるのです。候補地がまだきまつていない、こういう実情なんです。従つて文部省は、まだ地方から計画が出ていないからと言いますけれども、文部省が、やれば金を出すということになるなら、地方からは幾らでも計画も出るだろうし、それからどん／＼そういう計画について、文部省が持つてゐる当然の役目として、いろいろな援助を與へることもできるはずであります。今のようなお答えですと、まづたぐくればその場限りのごまかしのお客えとしか受取れないのであります。もつとはつきりと、どういう事情でそれがうまく行かないか、聞くところによれば、このCIE図書館に使うものは、これは大蔵委員会での政府委員の答弁によれば、これに対しては利息がつかない。普通ならば、国でやる場合でも五分五厘の利息がつくけれども、この場合にはつかないという話もあるわけですが、こういうことに対して、やはり文部省はどういうふうに行き交して、どこでどういふふうに行き詰まつたかという点を、もつと明瞭にお答え願ひたいと思ふのです。

○西崎政府委員 おしかりを受けましたが、ただいまの見返り資金の問題は、公共事業費の方に使つてあります。やつて建築が主になつております。やつておりますところは特別調達庁でありまして、文部省は、その方に話をしておつたのであります。この一月から、今閣議で決定されましたような様子になつたのであります。これを文部省が指導権を握ります以上は、今申されましたように、図書館設立につきましてもいろいろ具体的な案があり、またその案ができるならば、今後といへども図書館、あるいは公民館といつたものの建設に対して、見返り資金を使ひわしていただくように、大いに交渉いたしたいと思ひます。今のCIEの図書館の問題は、もちろんまだ確定的でも何でもないのでありますが、話は出ておまして、たとえば岡山の問題では、建設に大分金がかかりますので、CIEの図書館建設費といつた見返り資金の補助を何とかやつてくれないかという話が文部省にありまして、それを今交渉しておりますのが、具体的な問題の一つだけあります。他はまだ交渉の域に達しておりません。今後もしも今おつしやいましたように、われ／＼の方でも注意喚起いたしますから、具体的な案でつづなものが出て参りますならば、これが実現には大いに努力をいたしたいと思つております。

○今野委員 少しく図書館とははずれま

とう通らなかつたあの六・三制の建築予算も、これでとれるかもしれないという期待を、一部には抱いたと思ふのです。この問題などは非常に地方財政にとつて大きな問題であり、日本の教育にとつても大問題なんです。CIE図書館なんぞで図書館どころの騒ぎではない、非常に大きな問題なんです。ところがこれに対して結果においては、一銭も出ないことになつたわけでありまして、これは西崎さんにお答えを期待するのは、ちよつと無理かもしれませんが、その間にどういふふうなことが行われたか、やはりこの点も政府として明らかにしていただきたい。この一月以来の動きを見れば、そういうものが出ることもわかつて来たわけでありまして、そうしてみると、それ以前においても交渉次第によつては出なかつた理由はないのですが、そのところをはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○西崎政府委員 われ／＼は、今申さ

ります。だめになりました。最近の事実におきましては、岡山のCIE図書館の補助といふことで努力いたしたのであります。この二つの事実しかないのであります。しかしながら、御質問の趣旨はよくわかりましたので、今後といへども、そういうことにぬかりなく、見返り資金をいろいろ懸案になつております教育方面に使うように、その実現に格段の努力をして行きたいと思ふのであります。

○今野委員 この問題につきまして、ただいままでで得る限りの御答弁いただいたことを感謝いたしますが、なお文部大臣に対して、ぜひともこの点についてはつきり確かめておきたいと思ひますので、この次にその質問を許していただきたいと考えます。

○岡(延)委員 代理 了承しました。

○今野委員 なお文部大臣を呼んでいただきたいと思ひます。

○岡(延)委員 代理 了承しました。――はかに一般的質疑はございませんか。

○今野委員 ついでにもつと――文部省では、この法案を施行して、実際に地方の図書館が文部省のお見込み通りの経費が完備するまで、どのくらいの経費が必要であるか、国として、あるいは地方として、どのくらいの経費をお見込みになつておるか、その点をおわかりでしたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○西崎政府委員 大体この法案に書いてありますように、最低の図書館としてあるべき標準を、文部省の告示において出したいと思つております。その内容については、ただいま研究中でありますので、まだ結論に達しておりま

せんが、大体われ／＼の考えました最低の線は、たとへば圖書の数が申しますならば、三千冊を最低標準にいたしたいと考えておるのであります。それに関連いたしまして、たとえば建物でありますとか、あるいは職員でありますとかいうことを考えまして、もしも向う五年間にその最低基準に、現在ありますところの公立の図書館が達するということを用意いたしまして、国がそれに要する経費を約半額補助すると仮定いたしますならば、年額八千万円、五年間で四億円というふうなものがあるのではないかとというふうに計算をいたしております。その八千万円は、内訳ですけれども、この二十五年間から実施すべく大蔵省に要求したのであります。不幸にしてこれは通ることができなかつたのであります。しかしながら、この法案が通りましたならば、私たちはさらにその数字についてはいろいろ／＼研究もし、再検討もしなければなりません。必死の努力をいたしまして、図書館に対する経費を少しでも多く補助できるような方向に進みたいと考えております。

○今野委員 なおこの経費の支出、まあこれからのことではあります。その方法について、厚生省関係のいろいろ／＼な社会保障関係なんかを見ますと、従来の義務教育費国庫負担と同じように、国が直接やつておる。ところが文部省関係を見ると、あの重要な義務教育費国庫負担初め今度はみな平衡交付金の中につつまれてしまつておるわけですね。この点はいろいろ／＼利害得失がありましようけれども、ともかく厚生省関係がそういうふうになつたいきさつを考へてみますと、やはりそういうふうなことを考へないといふような考えがあつたらうと思ひます。こういうふうな経費の場合に、文部省としては今後どういふふうにするおつもりであるのか。その点今後の義務教育を含めて、どういふふうなつもりでおられるか、お伺ひいたします。

○西崎政府委員 義務教育の場合は別であります。図書館の場合は、義務的の支出ではありませんし、また法律に定めまして、地方公共団体の義務支出を要求したものであります。その中で、事務の性質上、当然に平衡交付金のうちに入るべきものではないかと考へております。従ひまして、奨励的な補助金といたしまして文部省で計上し、将来ともその方針を持続して行きたいと考えております。但し、それは全然平衡交付金として出す余地はないのかと申されますと、それは二重を追うようでありまして、なきにしもあらずであります。ただいまわれ／＼の方では、図書館の最低標準経費というものを算出すべく、いろいろ／＼な指導をいたしておるのであります。それができましたならば、平衡交付金のうちからでも地方が支出できるようになつて、すると同時に、国といたしましては、奨励的な補助金といたしまして、あくまで一定限度を確保して補助したい、かように考へております。

○岡(延)委員長代理 次に逐條審査に入ります。
第一條より第五條までに御質疑はございせんか。
○今野委員 これは逐條審査をして、本日中午に質疑を終る予定なんです。か。
○岡(延)委員長代理 途中までであります。それというのは、本日は委員の出席率が少ございしますので、他に発言の機会を與へるために、本日はこれにて打切るといふことにしないで、途中で終るといふような運営をしたいと思つております。

御質疑がなければ、第六條より第九條までの間について御質疑はございせんか。——御質疑がなければ、次に第十條より第十五條までに御質疑はございせんか。——御質疑がなければ、次に第十六條より第二十條までに御質疑はございせんか。——御質疑がなければ第二十一條より第二十三條までに御質疑を願ひます。——御質疑がないようございしますから、この法案に対する本日の審議はこの程度にいたします。

○岡(延)委員長代理 次に、教育委員会法の一部を改正する法律案を議題といたし、前日に引續いて質疑を続行いたします。御質疑はございせんか。
○松本(七)委員 前会小林委員から資料の提出を求めておつたのですが、これはまだいただけませんか。

○辻田政府委員 前回の委員会におきまして小林委員から御要求がございした資料につきましては、目下調製中ございまして、近く提出することになつております。

なおこの機会に、前回の委員会において松本委員から御質疑がございした際の部課を設置する場合の費用の点であります。これについて御説明いたしたいと思ひます。この点につきましては、現在教育委員会の事務局において、土木建築に関する部課を設けておるところがあります。愛知、兵庫、徳

島の三県につきまして調査いたしましたのであります。その内容について御説明いたします。これは県の大小等につきまして、また事業の大小によりまして、著しく予算が違ふのであります。が、三県を平均いたしますと、事業費を除きまして、経常的な費用が、一県当り百八十三万四千円になつております。この計算で参りますと、かりに全国に建築に関する部課を設置いたすと仮定いたしますと、約八千三百万円の費用になるわけでございます。以上その点につきまして御説明いたします。

○松本(七)委員 今の局長の御説明では、建築の部課を置いておるところがあるといふような御説明でありました。が……。

○辻田政府委員 これは建築課というやうな名目ではありませんので、実質的に仕事をしておるといふ意味でございます。

○岡(延)委員長代理 他に御質疑はございせんか。——御質疑がなければ、本日はこの程度で散会いたしたいと思ひます。が御異議ございせんか。

○岡(延)委員長代理 それでは本日はこれにて散会いたします。次会は二十八日(火曜日)午前十時にいたしたいと思ひます。

午前十一時四十九分散会